区全域（特別景観形成地区を除く）の景観形成基準に対する適合状況説明書
（工作物の建設等）

※　景観形成基準：景観法第８条第４項第２号に規定される基準

第二次足立区景観計画では、良好な景観の形成を推進するため、景観法の届出に際し適合を確認する、まち並みの景観的な調和を損ねないために守るべき基準を定めています。

各基準に対する適合状況を記載して下さい。

当該行為における景観形成に関する考え方
記載欄

１　規模
周囲の公園、道路、河川などから見たときに、圧迫感を感じさせないような離隔間隔を確保し、長大な壁面の工作物は避ける。 **記載欄**

２　色彩/形態/意匠
色彩や素材は、次の事項に適合するとともに、周辺景観との調和を図る。（ただし、コースターなどの遊戯施設で、壁面と認識できる部分をもたない工作物を除く。） ・　外壁や柱の色彩は、第二次足立区景観計画に定める色彩基準Ⅲのとおりとする。 ・　外壁や柱の素材は、美観が損なわれにくく、極端に光沢があるものは避ける。 **記載欄**
周囲の公園、道路、河川などの主要な眺望点から見たときに、周辺の景観と調和した形態・意匠とする。 **記載欄**
設備等は、工作物と一体化するか緑化等により修景するなど周囲からの見え方に配慮する。 **記載欄**

上記以外で特に景観に配慮した事項
記載欄